令和６年（ワ）第９５８６号　損害賠償請求事件

令和７年（ワ）第６１６号　新聞販売代金等残金請求反訴事件

本訴原告（反訴被告）[redacted]

本訴被告（反訴原告）株式会社毎日新聞社

第１２準備書面

２０２６（令和８）年６月２５日

大阪地方裁判所　第１７民事部３Ｅ係　御中

本訴原告（反訴被告）訴訟代理人

弁　護　士　　江　上　武　幸

同　　宮　地　信太郎

同　　毛　利　　倫

同　　青　木　歳　男

同　　田　上　普　一

同　　佐　藤　潤　一

同　　鍋　島　典　子

本書面は、被告準備書面（３）の「一覧表」記載の取引口残欄記載の累計金額８５２５万円（千円以下省略・以下同）は押し紙による赤字を補填するために被告が原告に支給することを約束していた未払補助金の累計金額のであることを論証することを目的とした書面である（なお、千円単位以下の数字は省略する。）。

１　被告は準備書面（４）で「月代残」および「取引口残」は補助金の未払い額であるとの原告の主張に対し以下のように反論しているので再反論する。

（１）「新聞販売店委託契約書」に「未払補助金」の支払約束や「補填の義務付けについての条項やこれらに関する記載はない。」（２頁・下から７行目）との主張について

被告は、「補助」以外に「奨励金」を支給しているが契約書には「奨励金」についても支払約束や支払いを義務付ける条項やこれらに関する記載はない。従って、補助に関する契約条項がないことから補助金の支払い義務がないということはできない。そのそも、本件「補助」は奨励金とは別に「押し紙」の仕入れによる赤字の補填を目的とするものであり、販売店契約に違法な押し紙販売政策を維持するための補助に関する条項や記載がないのは当然である。

（２）「原告が主張せんとする約束あるいは申し入れを確認しうる覚え書き等の書面が本訴訟において原告から提出され示されるなどもしていない。」（２頁・下から４行目）との主張について

原告が補助金の不足金について支払い約束の書面の作成を求めたとしても被告がそれに応じなかったことは明らかである。

そもそも原告の主張を裏付ける「覚え書き」等の書面の作成がなされておれば本件紛争は発生していない。被告の上記主張はためにする

ものである。

（３）「原告の主張を前提とするならば、原告として被告が支払いを約したとの『未払補助金』の金額が今、どれくらいの金額となっており、被告は『約束』どおり支払ってくれるのかとの点についておよそ無関心であることなど考えられ（ない）。」（２頁・下から２行目以下）との主張について

原告は被告担当が指示する金額を支払小切手に記載してその金額を被告に支払っており、未払代金が存在するとの認識は全くもっていなかった。

請求書（乙４）に記載されている「前月締切残」の累積金額もいずれ償却されるものと信じており新聞代の未払金であるとの認識はなかった。

原告は廃業時に被告から新聞の仕入代金の未払金であり認証金と販売店譲渡代金と相殺すると説明されたことに驚き遠く離れた福岡・佐賀の押し紙弁護団に本件紛争の解決を相談することにしたものである。原告から相談を受けた弁護団は押し紙をしている新聞社は廃業する販売店に対し押し紙裁判の提訴を未然に防ぐための書類の作成を求めてくるのでそのような書類は署名・押印を拒否するようアドバイスした。

被告は認証金と販売店譲渡代金を回収し、３５１７万円について支払いを免除する提案をしているが、これは原告が補助金の未払い金額であり支払い義務はないと強く抗議し、認証金と販売店譲渡代金の支払いを強く求めたことから原告の説得のためにとった処置である。原告はこれまで「３５１７万」の算定根拠を説明するよう被告に求めているが、被告は「反訴被告（本訴原告）が主張する未払い補助金のうち、やむなく譲歩することとした金３５１７万円を控除した」と主張

するだけで（反訴状５頁・下から１１行目以下）算定計算は示せていない。

あらためで算定計算を示すよう求める。

（４）「新聞販売店を経営する個人事業主としても『未払補助金』の金額を定期的に把握し、総勘定元帳や補助簿などの帳簿への記載等管理する必要があるのではないかと思われる。」（３頁・上から２行目以下）との主張について

原告は毎日新聞の他の販売店と同じく毎日新聞販売店青色申告会に加入し会計事務は全て同会および被告の関連会社訴外毎日新聞大阪開発株式会社にまかせていた。従って、補助金の会計処理がどのようになされているかについても原告は関心はなかった。そのことを被告自身が認識していることは、令和７年９月１日付「文書送付嘱託申立書」で被告が大阪開発に対し「所得税の確定申告書並びに青色申告決算書及び内訳書その他付属書類（控）一切の送付を求めていることからも明らかである。

（５）「支払小切手の受け取りなど原告新聞販売所を毎月訪店していた被告販売店担当に対し、原告が今月は補助金をいくらもらえるかとのやり取りが、令和７年７月２５日付被告準備書面（２）の第１の３の（１）８頁中断以下にも記載したとおり行われていたことがあるとしても、『未払い補助金』の金額が支払い約束や『補填』が義務付けられていることを前提として『未払補助金』の金額が今、どれくらいの金額となっているのかを確認したいとか、『未払い補助金』は約束どおり支払ってもらえるのかを確認したいとか、『未払補助金』は約束どおり支払ってもらえるのか等のやりとりや発言が行われていたことはなく、管理していたことを確認し得る資料が示されることも、被告販売局に対し問い合わせ等が行われたこともない。」（３頁・上から６行目

以下）との主張について

原告と被告担当者の訪店時のやりとりについては、被告準備書面（２）の８頁の「３　本件申し込み行為について」の（１）の②にある程度詳しく説明されている。この説明と原告の記憶はほぼ一致している。

原告の毎月の支払は被告担当が指示する金額を小切手に記入して交付する方法によって行われていた。「完納奨励金」が受けられるタイムリミットである翌月１０日以前に担当から本社に提出するようになっている。購読料の集金・振込は２５日から始まるので小切手を振り出しておくと原告には納金を先送りすることができるメリットがあった。

また、原告は担当から補助金の金額を控除した金額を小切手に記入するよう指示されており原告は小切手に記載した金額を支払えば仕入代金の完納奨励金をもらえるとのことであり、その金額以上の新聞代の仕入代金の支払い義務があるとの認識はまったくなかった。

被告は、未払補助金の金額やその支払いについて原告は担当や販売局に対し何らの問い合わせ等はしていないと主張するが、原告は毎日新聞青色申告会から補助金の未払分は被告がいずれ本社の経営状況を見ながら償却するようになっているとの話を聞いていたので、補助金の未払い金額や累積金額がいくらになっているかとか、支払いを被告に要求するといったことはしていない。

補助金の未払い金については被告が機会をみて補助金を支出したようにして帳簿上処理することになっているとの話が真実であったことは、一覧表に記載された２０１７年（平成２９年）７月に５２７万円の補助金が支出され前月までの取引口残の累積金額４７２万円が全額償却されていることから判明する。

（６）「原告は、本訴訟が提起されて１年以上も経過した今の段階にとなって、唐突に、一覧表のこの記載から、『月代残』は原告の仕入代金の未払いを意味する金額ではなく、被告が本来原告に支払い義務のある補助金の支払い金額を意味しており『取引口残』の記載金額もその未払補助金の累計金額であることがわかる（２０２６（令和８）年３月１１日付原告申立書５頁したから１０行目以下）として、何らの根拠に基づくことなく一方的に主張している。」（３頁・下から１０行目以下）との主張について

本件訴訟の提起は令和６年９月２０日（訴状作成日）である。反訴が提起されたのは令和７年１月２３日である。被告が準備書面（３）で一覧表を提出したのは令和７年８月２１日である。原告は一覧表を見て被告の押し紙販売政策の実態を認識しえたのであり、「本訴が提起されてから１年以上も経過した今の段階になって、唐突に」との批判は当たらない。

（７）「被告における『補助金』は、被告が恒常的に月々一定額の支払いを約束するものではない」・「限られた予算のもと、販売局の販売戦略、各販売所の部数売り上げの動向・将来性、収益収支、管轄区域内の他の毎日新聞販売所との均衡も勘案のうえ、配分等が決められ、個別に支払われているものであ（る）」・「通常、３～４か月毎に、被告販売局において、支払いの要否とともに支払う金額が個々に検討され、あくまでもアドホックなものとして、特に個別に支払うことが行われているものであ（る）」（４頁・下から１８行目以下）との主張について

「アドホックはラテン語で『特定の目的のための』・『その場限りの』・『特別の』を意味する言葉である。ビジネスにおいては『予定外の問題（インシデント）に対して、その場での臨機応変な対応を行うこと』という使い方がされる。」とのネット解説がされている。

被告の一覧表によると、令和２６年５月から平成２９年２月までは、月０円から８０万円の間を推移している。ところが、平成２９年３月は突然５２７万円になり、翌４月には８８万円になっている。同年５月から令和１年５月までは３６万円から１４４万円の間を推移しているが、令和１年６月から８月までは１０万円から２３万円の間に低下し、令和１年９月には２０３万円と大幅に増加している。令和１年１０月には２３万円に低下し、１１月から令和２年５月までは１３万円から３０万４２００円の間を推移している。令和２年５月には突然２１７万２００円にアップし、６月から令和４年３月までは補助は０円になっている。

令和４年４月から廃業前の令和５年８月までは１７１万２０００円から２３２万円の間を推移している。

被告が上記のように０円から５２７万円まで大きく変動する補助金をどのように決定しているか原告には不明である。

しかし、一覧表によると「補助金」と「月代残」との間には次のような一定の規則性が認められる。

「当月代金」と「支払額」との差額が補助金で全額補填された月は「月代残」の金額は０円である。全額補填することが出来なかった月は補填できなかった金額が「月代残」に記載されている。

補助金が全く支払われなかったり支払われても数十万程度に過ぎなかったのは令和１年６月から令和４年３月までの２年９カ月の間で、この時期は新型コロナウイルスの流行の時期と重なっている。このことから、新型コロナの影響で販売店のみならず新聞社本体の経営も厳しさを増す中で、被告が原告販売店の折込収入の低下を補助金で補填することができなくなっていたことがわかる。

被告は原告に補助金が支給できないのであれば押し紙を解消すれ

ば問題は一気に解決するのであるが、被告は原告が押し紙の仕入代金を払えないことを知りながら公称部数（ＡＢＣ部数）を維持するために今までどおり部数を供給し続けた。

被告の押し紙販売政策によって具体的にいかなる不利益を被ったかについては後に説明する。

（８）「原告は、一時的に伴う残金を発生させることはあっても、近時のコロナウイルスの流行に伴う折込広告減等を受ける以前の令和元年６月分の支払い代金の支払いまでは自らが注文して支払うべき注文部数に応じた代金を滞りなく（支払っていた）。」（５頁・上から１３行目以下）との主張について

被告も新型コロナウイルスの流行に伴い折込広告料が減少していたことは認めている。しかし、原告は当月代金と支払額との差額について被告が補助で補填してくれていたから何とか経営が出来ていたものである。なお、原告の販売店経営が当初から苦しかった状況は後に説明する。

（９）「一覧表の『取引口残』の４７２万円が『０』となったのは、（略）原告の未払新聞販売代金等が残念ながら恒常的に滞りつつあるも、（略）特例的に未払い新聞販売代金をいったんなくして、一転、被告新聞販売所としての再出発を促すことが決定され」（６頁・上から４行目以下）との主張について

令和元年７月の補助金はわずか１０万円であり、「月代残」１１５万が発生した。８月は補助金は２０万円であり「月代残」は１８０万が計上されている。９月は補助金を２０３万円支出したようにして月代残を０円としたが、７月と８月の「取引口残」の２９５万円は０円にはできなかった。被告はその後、令和２年６月には２１７万２０００円の補助金を支払ったものの７月からは令和４年３月までは補助

金は１円も支払えていない。その結果、３月の「取引口残」は４４４５万円に膨れあがっている。

その後も被告は「取引口残」を０にする補助は行わなかったため令和５年１１月の廃業時には「取引口残」は８５２５万円に増大している。

被告は「被告販売局内における当該月を含めた販売会議において（略）」

『取引口残』の４７２万円を０にすること決定がされた」と説明をしている（６頁・上から５行目以下）が、「月代残」と「取引口残」が新聞仕入代の未払金であれば販売局レベルで売掛債権の放棄を決めることは出来ない。しかし本来支給すべき補助金が未支給であったため後日その分を支給することにしたと処理するのは販売局レベルで出来る。

このように平成２９年２月の「取引口残」の４７２万円を０円にするため３月の販売局内の販売会議で５２７万円の補助金を支給することを決定したとの被告主張からも「月代残」および「取引口残」の金額が新聞仕入代金の未払いではなく補助金の未払額であることがわかる。

（１０）「かような『未払補助金』の支払い約束や「補填」の義務付けが約されていたとの原告主張によると（略）新聞販売店主は赤字のリスクを一切取らない。多額の未払新聞販売代金を発生させても何らの責任を問われない稀有な存在となる」（６頁・下から９行目以下）との主張について

原告ら販売店が経営に必要のない新聞を仕入れ続けることが出来るのは、押し紙の仕入代金は折込収入と補助金で補填されるとの共通認識があるからである。折込収入の減少に伴い「月代残」や「取引口

残」の金額が増えていっても販売店には支払い責任はないとの認識があるため、原告は被告に未払補助金の支払いなどの要求はしていないのである。

（１１）「仮に『未払補助金』の支払約束や『補填』義務付けが約されていたとの原告主張を前提としても、『未払補助金』との存在は『未払補助金』として支払われて「店舗」して解消させるとの、未払新聞販売代金の支払いを免れさせる、あくまでも支払い拒絶の手段にとどまるところ、なぜ拒絶以上に、さらに『未払補助金相当額』についてもあらたに請求することが認められなければならないのか、また不法行為に基づく損害評価の一項目として同額の未払補助金相当額として評価されなければならないのか」（７頁・下から３行目以下）の主張について

原告は被告準備書面（３）の一覧表の提出を受けて、請求権を新聞特殊指定違反ではなく、独占禁止法２条９項５号ハの「その他」の法定優越的地位濫用に基づく不法行為構成に変更したのは周知のとおりである。

上記法定優越的地位の濫用の要件は、「被告が原告に対して優越的地位を有する者であること、原告に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定しもしくは変更または取引を実施すること」である。

被告が毎日新聞販売店経営の原告に対し優越的地位にあることは議論の余地はない。新聞の注文・供給については、原告に注文部数自由増減の権利の行使を保障すると共に、正常な商慣習にもとづき販売店経営に必要と認められる実配数に実配数の２％を上限とする適正予備紙を加えた部数の新聞を供給してはならない（押し紙の禁止）。被告が押し紙禁止義務に反して原告に不当に不利益を与えた場合は、

民法７０９条の不法行為責任が発生する。

原告が被告の本件法定優越的地位濫用行為によって被った不利益および損害は次の通りである。

ア　前提事実

①　原告の所得金額（甲Ａ１０の１～１９の２参照）は以下の金額である。

・平成２６年分の所得　　１１７万円
・平成２７年分の所得　　２０７万円
・平成２８年分の所得　　４０万円
・平成２９年分の所得　－４８７万円
・平成３０年分の所得　　５３９万円
・令和０１年分の所得　－２６９万円
・令和０２年分の所得　－３９８万円
・令和０３年分の所得　－２９２万円
・令和０４年分の所得　－　４７万円
・令和０５年分の所得　　３０３万円

以上の合計はマイナス２８７万円である。１年間の所得は平均マイナス２８万円である。これでは原告がいかに単身生活者であっても生活が成り立たないのは明らかである。

②　所得金額に原価償却費を加えた金額は以下の金額である。

・平成２６年　　１１７万＋１８７万＝　３０４万円
・平成２７年　　２０７万＋２０３万＝　３２０万円
・平成２８年　　４０万＋２０６万＝　２４６万円
・平成２９年　－４８７万＋１２４万＝－３６３万円
・平成３０年　　５３９万＋２０８万＝　７４７万円
・令和０１年　－２６９万＋１７２万＝－　９７万円

・令和０２年　－３９８万＋１５２万＝－２４６万円

・令和０３年　－２９２万＋１５２万＝－１４０万円

・令和０４年　－　４７万＋１５７万＝　１１０万円

・令和０５年　　３０３万＋　７３万＝　３７６万円

以上の合計は１２５７万円である。原価償却費を加えても１年間の所得は平均１２５万円である。この金額でも原告の生活が成り立たないのは明らかである。

③　一覧表によれば「月代残」（原告主張の補助金未払額）は次の金額である。

・平成２６（２０１４）年　　０万円

・平成２７（２０１５）年　３４６万円

・平成２８（２０１６）年　１２６万円

・平成２９（２０１７）年　－４７２万円

・平成３０（２０１８）年　　０万円

・令和０１（２０１９）年　８３５万円

・令和０２（２０２０）年　２８８０万円

・令和０３（２０２１）年　２９６５万円

・令和０４（２０２２）年　４４７万円

・令和０５（２０２３）年　１４００万円

合計　８５２５万円

イ　原告の不利益および被った損害額

原告は被告が補助すべき金額を補助金（実態は新聞原価の値引金）として計上せず新聞仕入代の未払金として計上したため次のような不利益を被った。

被告が当月代金と支払い額の差を補助で填補した場合は税務申告書の仕入原価は填補しなかった時より補助金の額だけ少なくてすむ。

甲Ａ１０の２の平成２６年分所税青色申告決算書の新聞仕入金額は３９７４万円である。この年は当月代金と支払額の差は全額補助金で補填され「月代残」は０円である。仮に補助金が全く支給されなかったとした場合は新聞仕入代金は補助金額の分だけ高くなる。仕入原価が高くなれば売上から仕入原価を引いた残りの金額はその分少なくなる。

被告が補助金をキチンと支払ったように会計処理しておけば原告は前記②の減価償却費を加算した収入よりさらに当該年度の「月代残」（補助金未払額）の累計金額の前記③の金額の分だけ多く所得することができた。

従って、原告は訴状記載の押し紙仕入代金相当額の１億２１６７万０３９８円の損害賠償ではなく独占禁止法２条９項５号ハの「その他」の法定優越的地位濫用によって被った不利益・損害として、被告作成の一覧表記載の「取引口残」の累計金額８５２５万５６５６円を請求することにしたものである。

２　最後に

原告は、芦屋信用金庫から約５０００万円、日本政策金融公庫から約５００万円の借り入れをして、返済が出いないまま廃業に至っている。

以上